

平成15年6月27日判決言渡 同日原本受領 裁判所書記官 加藤敬子

平成15年(ハ)第2292号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 平成15年6月6日

判決

東京都調布市国領町4

原 告 m r k o n o

東京都新宿区西新宿2丁目8番1号

被 告	東 京 都
代 表 者 知 事	石 原 慎 太 郎
指 定 代 理 人	野 上 三 恵
指 定 代 理 人	井 上 浩 二
指 定 代 理 人	清 水 和 俊
指 定 代 理 人	中 島 利 通

主 文

- 原告の請求を棄却する。
- 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請 求

被告は、原告に対し、10万円及びこれに対する平成5年11月12日から支払済みまで年5パーセントの割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

1 請求原因の要旨

(1) 平成5年9月23日発生した原告を被害者とする交通事故に関して、検察官への刑事事件送致が遅れていること、交通事故証明書の発給が遅延していること等についての事実確認と事件処理の要請を、原告から警視庁葛西警察署長へ内容証明郵便で送ったところ、同警察署長が受領を

拒絶した。

(2) 上記受領拒絶行為は原告の請願権（憲法16条）を侵害する違法な行為であり、それによって、原告は診断書発行費用6180円と1億円を下らない慰謝料請求権を有するとして、その一部である9万3820円の請求をなした。

第3 当裁判所の判断

証拠によると、原告は平成9年2月12日、前記請求原因の要旨（1）と同様の内容を主張して、被告に慰謝料1000万円の支払を求める損害賠償請求訴訟を東京地方裁判所に提起し（平成9年（ワ）第2543号）、同裁判所は、同年10月15日、上記受領拒絶行為が権利侵害に当たらないとして請求棄却の判決をなし、同判決は平成9年11月6日の経過により確定している。また、本件における原告の前記請求原因（2）の主張は請願権侵害という点で従前にはない理由ではあるが、前訴の口頭弁論終結後に生じた新たな事由の主張ではないことは明らかである。

よって、原告の本訴請求は理由がないから主文のとおり判決する。

東京簡易裁判所民事第2室

裁 判 官

島 村 之 夫

これは正本である。

平成15年6月27日

東京簡易裁判所民事第2室

裁判所書記官 加藤敬子

